平成29年度　熊本県介護支援専門員法定研修一覧

資格有効期限	受講対象者	経験	研修名	日数	受講料	介護支援専門員協会 ホームページ掲載時期
平成31年9月30日	H 18 年度から平成25年度までの間に、主任介護支援専門員の研修を受講修了し、平成29年主任介護支援専門員更新研修終了日までに有効期間が満了しない方	あり	**主任介護支援専門員更新研修**	8日間（46時間）	３２，０００円	**掲載中**
平成31年2月28日	１.（実務経験者） ○平成２５年度に介護支援専門員実務研修を修了された方で、介護支援専門員として実務従事し、かつ研修初日の時点で介護支援専門員として従事した期間が通算３年以上の方 （平成31年2月で有効期間が切れる方） ○介護支援専門員の実務研修を終了後1日でも介護支援専門員として従事したしかし、今は介護支援専門員として働いていないが、有効期間が平成31年2月までの方 ２.（未経験者） 介護支援専門員の実務研修を終了後介護支援専門員として仕事を全くしていない方で介護支援専門員証の有効期間が平成31年2月までの方 3.（再研修） 介護支援専門員証の現在の時点で有効期間が切れている方	あり なし	**更新研修（実務経験者・初回） 専門研修 【いずれも88時間】**	16日間（88時間）	４７，０００円	**4月中旬**
平成31年2月28日	1. 介護支援専門員として現在も実務者として従事し　専門研修Ⅰ．専門研修Ⅱ（53時間）の研修を修了しており平成31年2月で介護支援専門員証の有効期間が切れる方。 2. 介護支援専門員としての実務が1日でも実務がある方で更新研修2回目になる方で、（専門研修Ⅰ．専門研修Ⅱ〔53時間〕の研修を修了しており平成31年2月で介護支援専門員証の有効期間が切れる方。 3. 居宅介護支援事業所の管理者の経験がある方で、更新研修（専門研修Ⅰ．専門研修Ⅱ〔53時間〕の研修を修了しており平成31年2月で介護支援専門員証の有効期間が切れる方。	あり	更新研修2回目以降	5日間（32時間）	２２，０００円	**4月中旬**
平成31年2月28日	○介護支援専門員の資格を持っていて、介護支援専門員としての実務経験が無い方	なし	**更新研修（未経験者） 【54時間】**	8日間（54時間）	３５，０００円	**5月中旬以降**
なし	介護支援専門員証の有効期限が 切れている方	なし	再研修			
なし	○介護支援専門員専門研修の「専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ」を修了（53時間の研修を修了） ※「専門研修課程Ⅰ」については「現任研修 基礎課程Ⅰ」又は「現任研修 基礎課程Ⅱ」と読み替えることができます。 □ ２ 実務経験者に対する「介護支援専門員更新研修」を修了 ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して５年（６０ヵ月）以上である者（ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は専任期間として算定できる。） ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月 24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成 研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して３年（３６ヵ月）以上である者（ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は専任期間として算定できる。） ③ 介護保険法施行規則第140条の66第1号のイの(３)に規定する主任介護支援専門員その他これに準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者、又は配置予定の者（ただし、包括的・継続的ケアマネジメント業務に従事している者に限る）	あり	**主任介護支援専門員研修**	12日間（70時間）	３８，０００円	**5月中旬以降**